

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 財政課

件名	次回の使用料・手数料の見直し時期について							
現状・課題	<p>市が定める「使用料・手数料の考え方」では、原価(コスト)の変動要因等を考慮して、原則3年ごとに見直すこととしている。</p> <p>使用料・手数料の見直しは、白井市行政経営改革実施計画に位置付けしており、計画では、令和2年度決算及び利用実績をもとに、令和3年度及び4年度において使用料・手数料の見直し(確認)を行い、改定の必要がある場合は、令和5年4月施行に改定を予定している。</p> <p>しかし、令和2年度利用実績及び決算については、新型コロナウイルス感染症の影響から、通常の年度の利用実績及び決算と異なることから、適正な原価(コスト)となっておらず、令和3年度利用実績及び決算についても、同様の状況が想定される。</p>							
付議事案	目的	「使用料・手数料の考え方」に基づき、適正な原価(コスト)で使用料・手数料の見直しを行う。						
	対応方策	<p>今年度から実施する予定の使用料・手数料の見直しを行わず、令和4年度利用実績及び決算を用いて、令和5年度及び令和6年度に見直し作業を行うこととする。(見直しの結果、改定の必要がある場合は、令和7年4月改定とする。)</p> <p>また、使用料・手数料の見直しは、現在策定中の次期行政経営改革実施計画に位置付けて計画的に取り組むこととする。</p>						
論点(決定を要する事項)	次回の使用料・手数料の見直し時期の決定							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議】 ・現下の社会状況を鑑みるとやむを得ないと考えられる。							
スケジュール	令和5年度後半から:令和4年度利用実績及び決算を基礎とする原価(コスト)の算定・料金設定 令和6年9月:議会に上程 令和6年10月~令和7年3月:市民等への周知 令和7年4月1日:新たな使用料・手数料の施行							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
	議会説明	無			広報・HP等	有	HP(R4.3月)	
	市民参加	有	審議会・パブリックコメント((次期)行政経営改革実施計画として)					
付議書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	白井市使用料条例、白井市手数料条例他						
	関係課	全課						
	事業費	千円(うち特定財源)				千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	行政経営改革	手段

次回の使用料・手数料見直し時期とスケジュール(案)について

現行	令和3年度				令和4年度				令和5年度
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～
実施内容	令和2年度実績の把握		原価(コスト)算定・額の検討		検討結果の公表	議会 議決	周知		改定



変更案	令和5年度				令和6年度				令和7年度
	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～	7月～	10月～	1月～	4月～
実施内容	令和4年度実績の把握		原価(コスト)算定・額の検討		検討結果の公表	議会 議決	周知		改定

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年10月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年10月11日（月）午前9時30分～ 本庁舎4階 大委員会室

2 出席者

財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事

3 件名

次回の使用料・手数料の見直し時期について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・新型コロナウイルスの影響はどのようなものか。
→利用者の減少よりも、休館や時間短縮の影響で、光熱水費や人件費などが通常時ほど要していなかったことから、適正な原価（コスト）を把握できないことによるものである。
- ・平成29年4月の改定では、全ての使用料で受益者負担率100%となっていないことから、今回、見直しを行えば、高くなる使用料も多いと思われる。今回の見直し時期の延期はやむを得ないが、市は受益者負担の適正化を打ち出しているので、前回の原価をもとに、今回見直しした場合、市は、どの程度の使用料収入が得られたのかについては試算を行っておいた方がよい。
- ・試算結果が適正な算出結果であっても、新型コロナウイルスの影響下における市民生活支援の観点から、使用料の値上げは難しいのではないか。
- ・前回の見直し時から修繕などの新たな投資を行っている施設についても見直しを行わないのか。
→市全体として一斉見直しを行わないというだけで、適正な原価（コスト）が把握できるのであれば、各課が個別で見直しを行うことを否定するものではない。
- ・手数料について「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」などが変更された場合、手数料は見直すのか。
→法律の改正などがある場合は見直す。

(指示)

- ・本来は、令和3年4月に使用料・手数料の改定を行う予定であったが、前回の消費税の増税、今回の新型コロナウイルスの影響から、原価（コスト）の算定ができず、二度にわたり延期することとなった。やむを得ない理由によるものではあるが、使用料・手数料の見直しは、利用者に適正な受益者負担を求めるための必要な取組なので、延期することについては、丁寧に説明をすること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。